



2022年7月14日

各 位

会 社 名 株式会社メイホーホールディングス
代表者名 代表取締役社長 尾松 豪紀
(コード：7369 東証グロース・名証ネクスト)
問合せ先 専務取締役 大井 昌彦
(TEL. 058-255-1212)

執行役員制度の導入および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年7月14日開催の取締役会において、執行役員制度を導入すること、およびこれに伴う「定款一部変更の件」ならびに電子提供制度導入に伴う「定款一部変更の件」を2022年9月29日開催予定の第6回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 執行役員制度の導入

(1) 執行役員制度導入の目的

取締役会は重要な経営の意思決定および業務執行の監督を主な役割とし、執行役員制度の導入により執行権限および執行責任の明確化を図り、執行機能については代表取締役の指揮監督のもと執行役員が業務執行を行う体制を構築することにより経営の機動性を高めることを目的とします。

(2) 執行役員制度の概要

- ① 執行役員の選任および解任は取締役会決議にて決定いたします。
- ② 取締役は、執行役員を兼務することができるものとします。
- ③ 執行役員の任期は1年とし、再任を妨げないものとします。

(3) 導入時期（予定）

2022年9月29日（本株主総会開催日）

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

① 執行役員制度の導入に伴う変更

執行役員制度の導入に伴い、第22条において執行役員に関する規定を追加するものではありません。

② 電子提供制度の導入に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、現行定款第15条を削除し変更案第15条を新設するとともに附則を新設するものではありません。

(2) 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第14条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>第1条～第14条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第16条～第21条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>第16条～第21条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役及び執行役員等)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって、執行役員を選任し、当社の業務を執行させることができる。</u></p>

<p><u>2</u> 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第23条～第44条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p><u>3</u> 取締役会は、その決議によって、<u>取締役のうちから会長及び社長各1名、取締役又は執行役員のうちから副社長、専務及び常務各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第23条～第44条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(附則)</u></p> <p><u>1. 第15条(電子提供措置等)第1項の規定にかかわらず、2022年9月1日(以下「施行日」という。)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>2. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
---	--

(3) 変更日程

定款変更のための定時株主総会開催日	2022年9月29日
定款変更の効力発生予定日	2022年9月29日

以 上